

## 第 11 回 幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 5 月 25 日（金）午後 2 時 00 分から午後 2 時 48 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（22 名）

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	香西	浩志
	3 番	高野	英一
	4 番	渡邊	ひろ子
	5 番	井田	留吉
	6 番	齊藤	一男
	7 番	前川	厚司
	8 番	橋本	浩弥
	9 番	高橋	孝二
	10 番	深松	俊英
	11 番	蛭原	一治
	12 番	石川	雅洋
	13 番	森	勤子
	15 番	齊藤	正孝
	16 番	西田	利幸
	17 番	帰山	茂義
	18 番	吉田	正宏
	19 番	中村	富士男
	20 番	棚	範貴
	21 番	澤邊	佳範
	22 番	松本	誠

4 欠席委員（2 名）

	2 番	菅野	能稔
	14 番	飛田	榮

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第 1 号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第 2 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
- 第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
- 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 5 号 農地一時転用に係る復元状況の報告について
- 第 6 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更について
- 第5号 現況証明について

6 会議の概要

議長 幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第11回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、21番澤邊委員、22番松本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局 諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、2番菅野委員、14番飛田委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。

議長 次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。

事務局 報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」。農地所有適格法人報告書について、XXXXXXXXXXほか4法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長 報告第1号について説明を申し上げました。何かご質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。

議長 次に報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から7番を説明いたします。

事務局 報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページから3ページの7件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長 報告第2号1番から7番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第2号1番から7番については報告のとおり承認されました。

議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。

事務局 報告第3号「農地法第5条の規定による届出について」農地法第5条第1項第6号の規定による届出を受理したので報告いたします。案件は議案書4ページに記載しているとおりでございます。申請事由は店舗建設のためでございます。受理相当と認められましたので平成30年5月11日付で通知書を交付しております。以上で説明を終わります。

議長 報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。

議長 次に報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。

事務局 報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は、議案書5ページの3月27日・第9回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成30年5月11日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。

議長 報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。

議長 次に報告第5号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番の説明をいたします。

事務局 報告第5号「農地等一時転用の係る復元状況の報告について」農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたので報告します。案件は議案書6ページの平成29年5月10日に許可をしておりました1件でございます。4月30日付で完了報告を受理し、今月17日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。

議長	報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第5号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第6号1番の説明をいたします。
事務局	報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書7ページの今月17日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第6号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第6号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号1番から10番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第1号1番から10番について、議案書をもとに朗読】  以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから5ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
8番	8番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番から10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号11番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号11番から14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書6ページから7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号11番から14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号11番から14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号15番、16番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号15番、16番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号15番、16番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号15番、16番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号17番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号17番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、平成25年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号17番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号17番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第1号18番につきましては、松本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(22番 松本委員退席)

それでは、議案第1号18番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書9ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は松本委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

この案件は、平成26年2月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号18番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号18番は原案のとおり可決されました。

(22番 松本委員入室)

次に議案第1号19番、20番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号19、20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は平成26年1月、平成25年11月にそれぞれ町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号19番、20番について原

案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号19番、20番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第1号21番から23番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号21番から23番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページから12ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。21番の案件は今年17日に、22番、23番の案件は平成25年9月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号21番から23番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号21番から23番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号24番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号24番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。この案件は平成26年1月に町公社が利用調整を行った



ものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号24番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第2号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号2番、3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号2番、3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添条調査書2ページから3ページに記載されておりますとおり、

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22 番 22番説明いたします。これらの案件は、今月17日に前川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号2番、3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号2番、3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号4番、5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号4番、5番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書4ページから5ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番 19番説明いたします。これらの案件は、今月17日に前川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号4番、5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号4番、5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書6ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。この案件は、親子間の所有農地の贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書7ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は今年17日に前川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって議案第2号7番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添・農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
17番	17番説明いたします。この案件は今日17日に前川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、農家住宅建設を目的とする転用でございます。農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用である事から、問題ないと考えております。</p> <p>なお立地基準・一般基準の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6番	6番説明いたします。この案件は、今年3月20日に農振除外案件として菅野

委員、蛭原委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号「農地法第5条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、変更事由は工事期間の延長となっております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に前川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、

農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に前川委員、棚委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号3番は原案のとおり可決されました。

議長 議案は以上であります。  
これもちまして、第11回農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 ご起立願ひます。ご苦勞様でした。